

大津市中心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号。以下「規則」という。）第13条第1項第2号に規定する心身障害者訪問入浴サービス等事業は、障害者に対し、訪問入浴サービス等の給付を行うことにより、その居宅における生活を支援し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(生活支援の給付の種類)

第2条 この要領により本市が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者訪問入浴サービス
- (2) 心身障害者施設入浴サービス

(心身障害者訪問入浴サービス)

第3条 心身障害者訪問入浴サービスは、浴槽付きの車両により、心身障害者の居宅を訪問し、入浴させる給付とする。

2 心身障害者訪問入浴サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する65歳未満の者のうち居宅において入浴することが困難で、かつ、次条に規定する病院、診療所、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所への移送が困難な重度の心身障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 入浴が可能であると医師が認めた者であること。
- (2) 感染症の患者でないこと。

(心身障害者施設入浴サービス)

第4条 心身障害者施設入浴サービスは、心身障害者を特殊浴槽を有する病院、診療所、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所へ移送し、その特殊浴槽を利用して入浴させる給付とする。

2 心身障害者施設入浴サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する65歳未満の者のうち、居宅において入浴することが困難な重度の心身障害者であって、前条第2項各号のいずれにも該当するものとする。

(給付の申請及び決定)

第5条 この要領による給付を受けようとするときは、大津市中心身障害者訪問入浴サービス等事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その給付の決定を受けなければならない。

2 前項の給付の申請を行う者は、申請の際、医師の作成した健康診断書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その給付を受けようとする者の心身の状況、その置かれている環境等を面談調査したうえで、給付の決定をしなければならない。なお、給付の決定は、次の各号に掲げる給付の種類の違いに応じ、当該各号に定める決定通知書により行うものとする。

(1) 心身障害者訪問入浴サービス 大津市心身障害者訪問入浴サービス可否決定通知書（様式第3号）

(2) 心身障害者施設入浴サービス 大津市心身障害者施設入浴サービス可否決定通知書（様式第4号）

（変更の届出等）

第6条 心身障害者訪問入浴サービス等の給付を受けている者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に届けなければならない。

(1) 受給者が死亡したとき。

(2) 第3条または第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 第5条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、給付の内容を変更し、又は給付を中止するものとする。

（給付の委託）

第7条 この要領による給付は、心身障害者訪問入浴サービスにあつては次の各号で定める基準を概ね満たす事業者に、心身障害者施設入浴サービスにあつては特殊浴槽を有する病院、診療所、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所の開設者に、それぞれ委託して行うものとする。

(1) 看護職員及び介護職員が心身障害者の心身の状況についての十分な配慮の下で、心身障害者を介助し、入浴の機会を提供する事業所であること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがない場合においては、主治医の意見を確認した上で、介護職員のみをもってサービスを提供することができるものとする。

(2) 湯沸器、貯水タンク、浴槽、入浴担架等サービスの実施に適切な設備、機材を整えている事業者であること。

(3) 安全衛生管理基準のほか、サービスの利用者及びその家族に対するサービスの内容の説明、サービスの実施の際の環境条件及び入浴作業手順等をマニュアルとして定めている事業者であること。

（負担金）

第8条 市長は、心身障害者訪問入浴サービス等に係る負担金の額を改定したときは、大津市心身障害者訪問入浴サービス等利用者負担金額改定通知書（様式第5号）により、当該心身障害者訪問入浴サービス等を受けている者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第9条 市長は、この要領による給付を行う場合において、その給付を受ける者が次のいずれかの世帯に属する者であるときは、規則第13条第2項に規定する負担金を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び同項第2号に基づく市町村民税が非課税の世帯

2 前項に定めるほか、市長は、特別の理由があると認めるときは、規則第13条第2項に規定する負担金を免除し、又は徴収を猶予することができる。

なお、負担金の減免又は徴収猶予を行う場合は、訪問入浴サービス等の給付の受給者又はその属する世帯の生計中心者が、災害等により著しい損害を受け、又は生計中心者の死亡、長期の入院、事業の休廃業、失業等により、負担金を支払うことが困難であると認められる場合とする。

3 前項の規定により、負担金の減免または徴収猶予を受けようとする者は、大津市心身障害者訪問入浴サービス等負担金減免等申請書（様式第6号）にその理由を証する書面を添付して、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査したうえ、減免又は徴収猶予の可否を決定し、大津市心身障害者訪問入浴サービス等負担金減免等可否決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月27日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 () - _____

大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領第5条第1項の規定により、心身障害者訪問入浴サービス等を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障害名		
障害程度		身体障害者手帳 級 : 療育手帳 A ・ B
備考		
同意欄		大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業の利用決定にあたり、私の世帯の課税状況について調査することに同意します。 氏名 ㊞

健康診断書					
氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
住所					
既往症	結核性患者				
	精神疾患及び慢性中毒				
	その他の疾患				
現症	結核性疾患				
	その他の伝染性疾患				
	精神疾患及び慢性中毒				
	その他の疾患				
血圧					
ワッセルマン反応					
集団生活に支障をきたす疾患の有無	有（病名 _____）・無				
機能障害の有無					
医師の意見	入浴	可 ・ 否			
	送迎	可 ・ 否			
	判定不能のとき：理由				
	その他の指示、注意事項				
上記のとおり診断します。					
年 月 日					
医療機関名 _____					
医師名 _____ 印					
なお、上記の診断は、診察時の状況に基づくものです。					

様式第3号（第5条関係）

大津市心身障害者訪問入浴サービス可否決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった心身障害者訪問入浴サービスについては、大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領第5条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

派遣対象者名	
住所	
入浴サービスの可否	可 ・ 否
委託業者	
利用決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担金の額	一回当たり 円
入浴サービスが受けられない場合の理由	

- 1 負担金は、直接委託業者にお支払下さい。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。
また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第4号（第5条関係）

大津市心身障害者施設入浴サービス可否決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった心身障害者施設入浴サービスについては、大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領第5条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名	
住所	
入浴サービスの可否	可 ・ 否
実施施設	
利用決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担金の額	一回当たり 円
入浴サービスが受けられない場合の理由	

- 1 負担金は、直接委託業者にお支払下さい。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。
また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第5号（第8条関係）

大津市心身障害者訪問入浴サービス等利用者負担金額改定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



心身障害者訪問入浴サービスの利用者負担金の額について、大津市心身障害者訪問入浴サービス事業実施要領第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名		
住所		
負担金の額	改定前	一回当たり 円
	改定後	一回当たり 円
利用者負担額改定日		年 月 日
利用者負担適用期間		年 月 日から 年 月 日まで

- 1 負担金は、直接委託業者にお支払下さい。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。
また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第6号（第9条関係）

大津市中心身障害者訪問入浴サービス等負担金減免等申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

大津市中心身障害者訪問入浴サービス等負担金について、次の理由により、減免・徴収猶予されたく申請します。

対象者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

減免	1 減免希望金額 _____ 円 (内訳)
	2 理由
	3 添付書類

徴収猶予	1 猶予希望期間 _____ 年 _____ 月分から _____ か月間 (内訳)
	2 理由
	3 添付書類

同意欄	大津市中心身障害者訪問入浴サービス等事業の利用決定にあたり、私の世帯の課税状況について調査することに同意します。 氏名 _____ (印)
-----	--

大津市心身障害者訪問入浴サービス等負担金減免等可否決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市心身障害者訪問入浴サービス等負担金の減免・徴収猶予については、次のとおり決定したので、通知します。

対象者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

減免	1 承認する	減免金額	円
		(内訳)	
	2 承認しない	(理由)	

徴収猶予	1 承認する	猶予の期間	年 月分から	か月間
		(理由)		
	2 承認しない	(理由)		

1 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。